

#### 第 4 4 号議案

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び  
基準に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年亀岡市条例第38号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年2月22日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び  
基準に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年亀岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第24条に次のただし書を加える。

ただし、特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）第2条第2項に規定する医師である病院事業管理者が亀岡市立病院の病院長を兼務している場合において、当該病院長が地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）であるときは、フルタイム会計年度任用職員の例により算定した給与を支給する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準  
に関する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 医師である病院事業管理者が亀岡市立病院の病院長を兼務している場合において、当該病院長がフルタイム会計年度任用職員であるときは、フルタイム会計年度任用職員の例により算定した給与を支給する旨を定めること。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行すること。